

## チビッコ広場開設要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自治会その他の地域の自主的な団体（以下「自治会等」という。）がチビッコ広場を設置又は再整備しようとする場合において、当該自治会等に対し市が行う助成についてさだめるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、「チビッコ広場」とは幼児の遊び場対策として、自治会等が当該地域内の適当な場所（更地）に設置し、管理する子供の遊び場で、その面積が300平方メートル程度のもの（遊戯具、柵及び植木等の設置を含む）をいう。

### (助成)

第3条 市長は、チビッコ広場を設置しようとする自治会等に対し、次に掲げる助成を行うものとする。

#### (1) チビッコ広場整備工事の施工

1件につき毎年度予算の範囲内で定める額  
遊戯具、柵、ベンチ、真砂土舗装

#### (2) チビッコ広場設置に関する技術的な援助

### (再助成)

第3条の2 市長は、前条に規定する助成を受けたチビッコ広場が、当該助成を受けた日から3年を経過し、かつ、その利用に著しく支障をきたしているものについて再整備を行おうとする自治会等に対し、予算の範囲内において再助成を行うことができる。

### (危険の予防)

第3条の3 市長は、助成を行った遊戯具等の施設に著しい危険があり、必要と認める場合は、自治会等に通知の上、当該遊戯具等の施設の撤去又は修理を行うことができるものとする。

### (助成の申請)

第4条 自治会等は、第3条及び前例の助成（以下「助成」という。）を受けようとするときはチビッコ広場助成申請書（様式第1号）にチビッコ広場計画概要書及び土地所有者の3ヶ年以上の当該土地無償使用承諾書又はこれに準ずる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

### (助成決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請にかかる書類審査又は現地調査等により助成の可否を決定し、チビッコ広場助成可否決定書（様式第2号）により通知する。

第5条の2 市長は、前条の決定にあたって必要な条件を付する。

### (固定資産税の減免措置)

第6条 チビッコ広場を設置した場合において、当該土地所有者から当該土地にかかる固定資産税の減免申請があった場合には、市長はその減免措置について配慮するものとする。ただし、土地所有者又は自治会等が、チビッコ広場以外の用途に供した事実がある場合は、この限りではない。

(廃止又は縮小)

第7条 自治会等が、この要綱に基づき助成を受けたチビッコ広場を廃止し、又は縮小する場合は、市長に届出なければならない。

(助成経費の返還)

第8条 市長は、自治会等が次の各号の一に該当すると認めるときは、既に助成のため市が支出した経費の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反した時
- (2) 虚偽の申請により助成をうけたとき
- (3) 第5条第2項の規定に基づく条件に違反したとき
- (4) 3年以内にチビッコ広場を廃止し、又は縮小したとき。ただし、やむを得ない事由による場合は除く。

(補則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年6月5日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。